

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和4年9月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年9月20日（火）午前9時00分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

本間教育部長学校政策課長事務取扱、鳥海主査、齋藤主任主事

3 件名

スクールバスの試行運行の延長と検討方法について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・検討委員会でスクールバスの検討を行うのは、白井第一小学校と白井第二小学校だけか。
 →白井第一小学校と白井第二小学校のスクールバスの運行だけである。その他の学校については試行前に検討しており、バスの台数等により難しいと判断し、白井第一小学校と白井第二小学校での試行としている。

・乗降場所と時刻表を変更したとあるが、契約変更はしたのか。
 →契約変更はしていない。契約は運行時間と運行距離による単価契約となっており、乗降場所等を変更できる契約となっている。

・添付資料の検討体制に保護者や関係機関等の意見を聞く必要があるときは出席を求めるとあるが、この関係機関等はどこを想定しているのか。
 →印西警察と印旛土木事務所を想定している。

（指示）

- ・スクールバスの運行によりコミュニティバスの運行調整が必要になることから関係課と連携して進めること。
- ・児童の安全確保が重要であり、スクールバスを導入した白井第一小学校と白井第二小学校だけでなく、他の学校についても通学路の安全対策をしっかりと進めること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部 学校政策課

件名	スクールバスの試行運行の延長と検討方法について							
現状・課題	<p>交通量の非常に多い国道16号や木下街道・風間街道など歩道や路側帯の幅が狭い通学路等において、安全対策が難しい箇所を通学する児童のより一層の安全確保を図るため、白井第一小学校と白井第二小学校で、スクールバスの運行を試行することを決定した。</p> <p>試行にあたっては、学校ごとに保護者も交えてスクールバス検討委員会を立ち上げて、児童と保護者に寄添ったバスルートや乗降場所の検討を行い、令和4年4月から試行している。</p> <p>令和5年度以降の運行については、今年の7月頃に保護者にアンケート調査を行い、アンケート結果、利用状況等を踏まえ、9月頃から次年度以降の運行について検討するとしていたが、乗降場所や時刻表の変更等が生じており、スクールバスの運行について検討するためには1年を通したスクールバスの利用について意見を聞く必要があると判断し、アンケート調査時期を延期している。</p>							
付議事案	目的	安全対策の難しい危険な通学路を通学する白井第一小学校及び白井第二小学校の児童の安全・安心の確保のため試行しているスクールバスについて、アンケート調査結果等を基に検証するため、スクールバスの試行期間を延長し、今後のスクールバスの運行について検討する。						
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・試行運行期間を1年間延長して令和5年度末までとする。 ・白井第一小学校と白井第二小学校でそれぞれ学校を中心にスクールバス検討委員会を立ち上げてバスルート等を検討していたが、今後は通学路の安全確保の必要性等から検討していくため、新たに通学路安全推進協議会の構成課と各学校長とで構成する検討委員会を立ち上げて検討を進める。 						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス試行運行期間を1年延長することについて ・アンケート調査時期を令和5年3月とすることについて ・検討委員会を新たに立ち上げるについて 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【部内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意見を聴く必要があるときには、検討委員会に出席してもらうこと。 ・試行期間を延長することが目的であることがわかるようにする。 ・第一小と第二小とで行っていた検討会から、新たに立ち上げる検討会に検討組織を移行することがわかるようにすること。 							
スケジュール	R4.9～10月	第1回検討委員会(検討方針等の説明)						
	R4.10～11月	今後5年間の未就学児童を含めたバスルートの検討						
	R4.11月	第2回検討委員会(アンケート項目の検討等)						
	R5.1月下旬	第3回検討委員会(アンケート項目の決定)						
	R5.3月	アンケート調査実施						
	R5.5月	第4回検討委員会(アンケート調査結果による正式運行検討)						
	R5.9月	行政経営戦略会議付議						
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	無			広報・HP等	無		
	市民参加	有	アンケート調査					
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで						
参考情報	関係法令等	道路運送法						
	関係課	教育支援課、都市計画課、道路課、市民活動支援課、白井第一小学校、白井第二小学校						
	事業費	R4年度当初予算 33,110 千円 (うち特定財源 R4年度補正予算 180 千円)						
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	第一小学校区 第二小学校区	目的	学習・教育	手段

スクールバスの試行運行の延長と検討方法について

1 経緯

交通量の非常に多い国道 16 号や木下街道・風間街道など歩道や路側帯の幅が狭い通学路等において、安全対策が難しい箇所を通学する児童のより一層の安全確保を図るため、白井第一小学校と白井第二小学校で、スクールバスの運行を試行することを決定した。

試行にあたっては、学校ごとに保護者も交えてスクールバス運行検討委員会を立ち上げて、児童と保護者に寄添ったバスルートや乗降場所の検討を行い、令和 4 年 4 月から試行している。

令和 5 年度以降の運行については、今年の 7 月頃に保護者にアンケート調査を行い、アンケート結果、利用状況等を踏まえ、9 月頃から次年度以降の運行について検討するとしていたが、乗降場所や時刻表の変更等が生じており、スクールバスの運行について検討するためには 1 年を通したスクールバスの利用について意見を聞く必要があると判断し、アンケート調査時期を延期している。

2 目的

スクールバスの試行運行により、安全対策の難しい危険な通学路を通学する白井第一小学校及び白井第二小学校の児童の安全・安心が確保されているか等について、アンケート調査結果等を基に検証するため、スクールバスの試行運行期間を延長し、今後のスクールバスの運行について検討する。

3 検討体制

検討体制は、これまで白井第一小学校及び白井第二小学校でそれぞれ学校を中心に行っていた検討委員会から、新たに通学路安全推進協議会の構成課及び各学校等で立ち上げる検討委員会に検討の場を移行し、必要に応じて保護者の意見を聴取して検討を行う。

①名称 白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会

②事務 白井第一小学校及び白井第二小学校の児童の通学における安全確保を図るため、スクールバス運行の必要性とあり方について検証する。

③委員構成

NO	構成委員	備考
1	教育部長	学校政策課長事務取扱
2	教育部参事	教育支援課長事務取扱
3	都市計画課長	
4	道路課長	
5	市民活動支援課長	
6	白井第一小学校 校長	
7	白井第二小学校 校長	

※保護者や関係機関等の意見を聞く必要があるときは、出席を求めるものとする。

④任期 スクールバス試行期間終了まで

⑤事務局 学校政策課に置く。

4 アンケート実施時期の変更及び試行期間の延長

(1) アンケート調査の実施時期の令和4年度末への変更

スクールバスは、令和4年度を試行期間として運行し、今夏にアンケート調査を実施して、令和5年度以降の運行について検討する予定としていたが、アンケート実施時期までに乗降場所や時刻表の変更などが生じたため、より良いアンケート結果を得るために、アンケート調査の実施時期を令和4年度末に変更する。

(2) スクールバス運行の試行期間の令和5年度への延長

アンケート調査実施時期を令和4年度末に変更することに伴い試行期間を令和5年度末まで延長する。

5 検討方法

(1) 保護者へのアンケート調査の実施

白井第一小学校区と白井第二小学校区において必要とされるバスの運行について、次の視点から児童の保護者にアンケートを行い、スクールバス運行について検討していく。

①スクールバス運行における基準や費用を踏まえたうえでの保護者のニーズや意見を把握し、今後のバス通学について検討する。

②コミュニティバスとスクールバスの通学利用状況、安心感や利便性について把握し、バスの必要性和ニーズに沿ったバス通学を検討する。

(2) 運行費用の検討

スクールバスは、時間と距離による単価契約で運行しているが、年間契約とした場合は、単価契約より約3割軽減した金額で契約できる特例制度がある。

他市町村では、5年契約等でバスルートを固定して特例制度を利用する例が多いが、決められたルート・時間以外を走ると、その日は全て別途追加費用となるため、日数によっては逆に高額となる恐れがある。

特例制度の利用の可否とあわせて費用削減が可能な契約方法等を検討する。

(3) バスルート、乗降場所、時刻表の検討

バスルート等の検討にあたっては、学校の特別日程等に対応し、遠距離通学及び危険な通学路を通学路とする児童の安全確保を目的として、可能な限り保護者の意向に沿ったものとする。また、学齢前児童の所在地も含めて、複数年継続して利用できるバスルートについての検討を行う。

6 スケジュール

スケジュールは次のとおり。

<スケジュール>

時期	正式運行検討	試行ルート検討
令和4年 9月～10月	第1回検討委員会 (検討方針等について説明)	新1年生を含めた令和5年度のバスルートの検討
10月～	今後5年間の未就学児童を含めたバスルートの検討	補正予算について教育委員会議付議 12月議会補正予算(債務負担行為)の提案 ※令和5年度試行運行予算の確保
11月	第2回検討委員会 (アンケート項目検討等)	令和5年度のバスルートの決定
令和5年 1月上旬		令和5年度スクールバス運行業務委託契約
1月下旬	第3回検討委員会 (アンケート項目の決定)	新入学説明会でスクールバスの運行について説明
2月		バス利用者の確認(主に新入生)
3月	アンケート調査の実施	必要に応じ新ルートの試験走行
4月		令和5年度の試行運行開始
5月	第4回検討委員会 (アンケート調査結果を踏まえたスクールバスの運行について検討)	
9月	行政経営戦略会議 付議	